

## 4 長期給付事業

昭和51年度の長期給付関係の執行状況は、次のとおりである。

### (1) 退職年金について

#### ① 年金の進達件数

進達件数は、次のとおりである。

退職年金	減額退職年金	通算退職年金	廃疾年金	遺族年金	計
391件	5件	19件	8件	21件	444件

#### ② 年金額の改定

第77国会で成立した地方公務員共済組合関係の改正法令が、昭和51年6月3日に公布された。

その主な内容は、次のとおりである。

##### ア 年金額の増額

昭和49年度以前の退職者に係る退職年金等について、昭和50年度の国家公務員給与の上薄下厚の改善傾向を取り入れ、その年金額の算定の基礎となった給料年額を6段階に区分し、次表に掲げる率及び額により増額する措置がとられた。

増額改定の時期は、恩給法等の一部を改正する法律（法律第51号）により1か月繰り上げる（7月実施）こととした。

給料年額区分	率	額
652,000円未満のもの	1.115	0円
652,000円以上861,538円未満のもの	1.090	16,300
861,538円以上2,102,439円未満のもの	1.103	5,100
2,102,439円以上3,045,000円未満のもの	1.062	91,300
3,045,000円以上3,328,571円未満のもの	1.042	152,200
3,328,571円以上	1.000	292,000

##### イ その他の主な改正事項

(ア) 退職年金、遺族年金等の最低保障額を恩給の最低保障と同様、引き上げること。

(イ) 70歳以上の高齢者に係る退職年金等について、年金条例職員期間で最短期間を超えて5年に達するまで $\frac{3}{100}$ 、5年を超える期間1年につき $\frac{3}{100}$ の加算をすること。

(ロ) 遺族年金に係る扶養加算の額を引き上げるとともに、遺族である寡婦に寡婦加算制度を創設すること。

(ハ) 通算退職年金を受ける権利を有する者が死亡した場合、その者の遺族に、通算退職年金の $\frac{5}{100}$ に相当する通算遺族年金を支給すること。

(ニ) 通算退職年金方式の定額部分を396,000円に引き上げること。

(ホ) 掛金及び給付額の算定の基礎となる給料の限度額を340,000円に引き上げること。

### (2) 退職一時金について

支部が決定した退職一時金の給付概況は、次のとおりである。

退職一時金		廃疾一時金	
人数	金額	人数	金額
126人	28,993,979円	0人	0円

## 5 恩給及び退職手当

### (1) 恩給の支給及び受給者の管理

恩給等の裁定を受けた者及び死亡その他の事由で恩給権を失った者の概数は、次のとおりである。

恩給種別	裁定	失権
普通恩給	1人	66人
扶助料	58	43
退隠料	—	4
遺族扶助料	1	—
計	60	113

支給人員及び支給額の概数は、次のとおりである。

学校種別	普通恩給		扶助料		退隠料		遺族扶助料		計	
	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
小学校	1,329	1,197,031	765	406,534	30	18,914	5	2,091	2,129	1,624,570
中学校	371	446,098	160	106,884	19	11,737	6	1,372	556	566,091
盲ろう学校	2	1,742	5	3,273	1	356	—	—	8	5,371
高等学校	—	—	—	—	9	8,810	3	1,369	12	10,179
教育委員会その他	46	30,537	37	15,270	3	1,214	2	558	88	47,579
計	1,748	1,675,408	967	531,961	62	41,031	16	5,390	2,793	2,253,790

### (2) 恩給年額の改定

恩給法等の一部を改正する法律（昭和51年法律第51号）

が公布され、昭和51年7月から施行された。

その主な内容は、次のとおりである。